

横浜市 WEB ページバナー広告表現ガイドライン

平成 16 年 7 月 7 日 財 総 第 193 号
平成 18 年 1 月 16 日 財 総 第 10689 号
平成 19 年 1 月 31 日 行 財 源 第 1355 号
平成 31 年 1 月 31 日 政 共 第 378 号

(目的)

第 1 条 横浜市 WEB ページに民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、横浜市広告掲載要綱(平成 17 年 4 月 1 日財総第 864 号)及び横浜市広告掲載基準(平成 17 年 4 月 1 日財総第 864 号)に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

(禁止表現)

第 2 条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)
- (6) **GIF アニメーション・透過 GIF**

(市 WEB ページとの区別)

第 3 条 次の表現については、ユーザーが市 WEB ページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 市 WEB ページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 「お年寄りのための施設ガイド」「教育相談」など市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが横浜市の事業であると錯誤しやすいもの
- (3) 事業者の名称又は商品及びサービスの名称が書かれていないもの

(色調)

第 4 条 文字色と背景色の**コントラスト比**(明度差)は**少なくとも 4.5 : 1 を確保し**、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第 5 条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 本ガイドラインは平成 16 年 7 月 7 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 本ガイドラインは平成 18 年 1 月 16 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 本ガイドラインは平成 19 年 1 月 31 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 本ガイドラインは平成 31 年 4 月 1 日から施行する。